

業務指示書

ヨルダン国ヨルダン及びパレスチナと周辺地域における物流や貿易に係る情報収集 ・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月13日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月19日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者に対しては、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行なっている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：物流・貿易促進に係る各種調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／物流・貿易政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：物流・貿易政策

2) 対象国又は同類似地域：ヨルダン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 物流計画】

1) 類似業務の経験：物流計画

2) 対象国又は同類似地域：ヨルダン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2017年9月22日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 110.733 円 , EUR1 = 130.097 円)

2017年度精算レート表の8月レートを適用願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00000kzv7m-att/rate_201708.pdf

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 : ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／物流・貿易政策
物流計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 優格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に優格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた優格点を加点します。優格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「優格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月13日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤優格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ヨルダン国ヨルダン及びパレスチナと周辺地域における物流や貿易に係る情報収集・
確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／物流・貿易政策	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制（今回は評価の対象としません）	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 物流計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ヨルダンは、不安定な中東地域において、アラブ諸国やイスラエルとも交渉のチャンネルを持ち、また近隣諸国からの難民も受け入れることで、中東和平に向けて重要な役割を担っている。ヨルダンの持続的な経済発展及び、周辺国との関係強化を側面支援することで、地域の安定化・平和共存に寄与することが期待できる。シリア及びイラク国内の治安悪化に伴い生じている、欧洲やトルコ方面からヨルダンや周辺国への物流ルートの変化や、輸出入貨物の移動の動向、今後生じ得る変化を把握することは、ヨルダンの有効な経済発展手段を検討する上で必要な情報である。

またヨルダンと国境を接するパレスチナでは、我が国政府が推進する平和と繁栄の回廊構想のもと、パレスチナ・イスラエル・日本の3者によるジェリコ農産加工団地（JAIP）整備を進めている。平和と繁栄の回廊構想は、JAIPで生産されたパレスチナ製品が、国境を越えて、ヨルダン及びヨルダンを経由し湾岸諸国等に輸出されることにより、パレスチナの産業を促進し、経済発展を図ることを目的としているが、他方、両地域での国境施設での通関の遅延や複雑な手続きが課題になっているほか、ヨルダン側の物流インフラ整備についても改善すべき点が多い。

本調査では、JICAが2014年に、パレスチナ・ヨルダン間の物流調査を実施した「ヨルダン国ヨルダン渓谷物流改善のための情報収集・確認調査」の結果も活用しつつ、シリア及びイラク国境封鎖によって生じている域内物流の変化やJAIP製品の輸出エリア拡大計画に鑑み、パレスチナ・ヨルダン間に留まらず、イスラエルやサウジアラビアまで枠を広げた広域物流、またアカバ港等を通じた海上輸送等、調査対象地域や視点を拡充し、地域間の物流・ロジスティックスを包括的に分析することで、地域の物流円滑化・効率化に向け、具体的な支援策提言を導き出すことを目的としている。

2. 業務の概要

(1) 上位目標：

本調査結果を基に、地域の物流の円滑化に向けた支援策を策定することにより、ヨルダンとパレスチナの経済発展のみならず、「平和と繁栄の回廊構想」の具現化を図り、もって地域の安定化・平和的共存に寄与する。

(2) 対象地域（サイト）

ヨルダン、パレスチナ、イスラエル

相手国関係機関

ヨルダン：

Ministry of Planning and International Cooperation (MoPIC：計画・国際協力省)

Ministry of Public Works and Housing (公共事業・住宅省)

Ministry of Transportation (運輸省)

Ministry of Industry and Trade (産業・貿易省) など

パレスチナ：

Ministry of Finance and Planning (財務計画庁)

Ministry of Transport (運輸庁)

Ministry of National Economy (国民経済庁)

Palestinian Industrial Estates and Free Zones Authority (PIEFZA : パレスチナ工業団地・フリーゾーン庁)

Jericho Agro Industrial Park Company (Jaip. Co : JAIP の開発運営を担う共同出資会社、ディベロッパー)

Palestine Trade Center (Paltrade)

Office of the Quartet (カルテット：アメリカ、ロシア、EU、UNにより構成。中東和平プロセスの仲介を目的に2002年に発足) など

イスラエル：

Coordination of Government Activities in the Territories (COGAT)

(イスラエル占領地政府活動調整官組織)

Israel Custom, Ministry of Finance (財務省税関)

Israel Airports Authority, Ministry of Transportation (運輸省空港庁) など

調査開始後、現地日本大使館と現地 JICA 事務所と調整して決定する予定。

3. 業務の目的

ヨルダン、パレスチナ及び周辺地域の物流・ロジスティックスに関する既存調査やデータを体系的に整理し、シリア及びイラク国内の治安悪化に伴う域内物流の変化、国境施設やシステム等の現状及び課題を把握するとともに、国境再開、各国の運輸交通開発政策、他ドナー機関の支援の方向性等の様々な可能性やケースを想定した上で、将来需要や物流ルートの変化を推測し、地域の物流の円滑化に向け、今後 JICA がヨルダン及びパレスチナにおいて行う支援策の提言を行う。

4. 期待される成果

- (1) 調査対象国・地域の物流・ロジスティックスに関する現状（物流施設、物流内容・量、輸送経路、発着地等）の把握
- (2) 物流・ロジスティックスに関する各国及びドナー国・機関の政策、戦略、計画、プロジェクト等の把握
- (3) 物流・ロジスティックスに関する実施体制（各国の物流政策・プロジェクトを担う中核的組織の詳細）の把握

- (4) 物流・ロジスティックス分野の今後の支援策に関する提言（短中長期のプロジェクトリスト含む）

5. 業務の範囲

上記の「3. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に記載する事項の業務を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

6. 業務実施上の留意事項

(1) 本調査の位置づけ

本調査は、「平和と繁栄の回廊構想」の具現化に繋がる JICA の協力を検討する上で必要な基礎情報収集のための調査である。政治的に複雑な地域を調査対象としているため、政治的な課題が、JICA による協力のフィージビリティーを考慮する際に影響を及ぼす可能性も考え得る。技術上実施可能な案件であっても、国家レベルでの協議や対応が必要となり、具体的な方策案の提案が困難になってくる場合もあるが、本調査では、それら政治的な影響は加味せずに、短期的、中長期的且つ具体的な物流分野における候補案件や提言を得ることを想定している。

(2) 調査の重点について

地域の物流・ロジスティックスの政策・制度や取組み、他ドナーの支援動向を把握したうえで、各国が独自に物流・ロジスティックスの政策を進めることによる非効率的な課題を抽出、分析し、対象地域の物流円滑化という全体最適の視点を踏まえた上で、合理的且つ現実的な改善策を検討、提案する。ただし、本調査では、ヨルダン及びパレスチナ双方が裨益する候補案件を模索することを前提としているため、一方が極端に不利益を被るような案件提言は避けることが重要となる。

(3) 既存資料・データの有効活用

2014 年に実施した「ヨルダン国ヨルダン渓谷物流改善のための情報収集・確認調査」報告書や、Paltrade、カルテットや USAID 等が発表している調査報告、各国税関や関連省庁が公表又は保持しているデータ（国境（イラク側及びシリア側国境封鎖前含む）、検問所を越える貨物（車両台数、量、品目等）に係る統計等）に関する統計データを網羅的に整理・分析し、体系的に取りまとめる。

(4) 先行する調査との連携

現在「ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト」で、国境管理の専門家がイスラエル、パレスチナ、ヨルダンにおける物流分野に関する制度、法律面での現状と課題に関し、調査中である。この調査結果も、本調査に役立てるとともに、重複を避け、可能な限り、効率的に調査を実施すること。調査結果等に関しては、JICA 担当部から配布、共有される。

(5) 他ドナーとの連携

ヨルダン-パレスチナ国境では、カルテット、オランダやドイツ、USAID 等のドナーが物流セクターに係る支援及び調査を行っており、これらとの連携・情報共有が重要となる。

(6) 様々な可能性を想定した案件形成

- ① シリア及びイラク間国境再開、各国の運輸交通開発政策・方向性（鉄道建設（イスラエル～ヨルダン～パレスチナ間の敷設計画含む）、King Hussein 橋国境施設におけるコンテナ化計画）、EU によるヨルダンからの輸入規則緩和政策、等の影響を想定
- ② ①を踏まえ、将来物流量・品目、モード、ルート、OD (Origin-Destination) 、FD (Final Destination) 等の変化を予測
- ③ ②に基づいた当該地域における物流に係るハード面及びソフト面の課題を明確化
- ④ 様々な可能性を想定する際、経済成長率や貿易の相関を鑑みた物流量の予想値と、各国で政策的に打ち出している目標値の差を考慮し、最小値と最大値の 2 通りを想定すること。

(7) 成果品に関して

(2) で述べたとおり、利益相反が生じない案件の提案が重要ではあるが、一方に何らかの不利益が生じる可能性がある場合、それらのリスクも含め、報告することが求められる。

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を実施する。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

(1) 国内事前準備：約 2 週間

- ① 調査方針・内容に関し、JICA 担当部と協議し、本調査の全体像を把握する。
- ② ヨルダン、パレスチナ、イスラエル及び周辺国の社会経済動向や物流や運輸に関する制度・政策を把握する。
- ③ 他ドナーによる支援方針や計画を確認する。
- ④ JICA 及び他機関（Paltrade やカルテット）が実施した案件・調査の実績や報告書、各国が公表しているデータを整理・分析する。特に、「ヨルダン国ヨルダン渓谷物流改善のための情報収集・確認調査」報告書については既調査項目、結果を確認し、現地調査内容の精査に反映する。
- ⑤ 現地（ヨルダン、パレスチナ、イスラエルを想定）にてヒアリング対象機関とのアポ取りや質問票の作成等の準備を行う。
- ⑥ 上記作業結果をとりまとめ、インセプション・レポートを作成し、JICA の確認を取る。
- ⑦ 業務計画書を作成する。

(2) 現地調査：約 2.5 か月

- ① 業務計画書をもとに、JICA ヨルダン事務所、パレスチナ事務所と業務内容の確認を行い、協議を実施する。
- ② インセプション・レポートを MoPIC (ヨルダン)、PIEFZA (パレスチナ) 及び COGAT (イスラエル) に説明し、内容につき協議を行う。
- ③ 国内作業の結果、詳細情報や確認が必要と考えられる事項について、関係機関や民間企業にヒアリングを実施する。
- ④ 各国関係省庁や JAIP. Co に将来の輸出入品目や量等の予測をヒアリングする。
- ⑤ 運輸・貿易・通関業者から、越境の際のハード・ソフト面の問題点等をヒアリングする。
- ⑥ 国境施設（ヨルダン・パレスチナ間 (King Hussein/Allenby)、ヨルダン・イスラエル間 (Sheikh Hussein/Jordan River)、ヨルダン・サウジアラビア 2ヶ所 (Al Omari/Al Hadithah, Al Mudawara/Halat Ammar)、及び、クイーンアリア空港、マルカ空港、アカバ港、ベンゲリオン空港、ハイファ港、アシュドッド港等の空輸、水運に係る施設、イスラエル・西岸間の主要検問所を視察し、以下項目を確認する。
 - ・各施設の現状、問題点、インフラ整備状況
 - ・通関・検疫・セキュリティチェックに係る制度、諸手続き、実施体制と処理能力
 - ・通關・検疫・セキュリティチェック等に要する平均時間
 - ・車両・貨物機・船舶の通行（通航）量
 - ・パレスチナ産品の主要な輸出経路（イスラエルの主要港経由及び King Hussein 橋経由）ごとの輸出にかかるロジスティックコスト及び時間の調査
- ⑦ 現地調査結果を JICA ヨルダン事務所及びパレスチナ事務所に報告・協議を行う。

(3) 国内整理作業：2 週間

- ① 上記 (1) 及び (2) の情報収集結果を整理し、JICA 担当部に報告・協議する。
- ② 調査結果を踏まえ、ヨルダン及びパレスチナの経済発展に繋がり、また、「平和と繁栄の回廊構想」に資する、短期・中長期重点候補案件を検討する。
- ③ 優先順位が高い案件を選定し、コンセプト（セクター、実施機関、コンポーネント、期間等）の提案を行う。
- ④ ヨルダン及びパレスチナの各々の報告書（ドラフト）を作成し、JICA 担当部と共有する。
- ⑤ JICA のコメントを踏まえ、最終報告書を作成する。

8. 成果品等

最終成果品は (1) ③最終報告書とする。なお、最終報告書は製本し、それ以外は簡易製

本とする。報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。

(1) 報告書

① インセプション・レポート

提出期限：契約後 10 日以内

部数：和文 3 部、英文 6 部

② 最終報告書（ドラフト）：ヨルダン向け・パレスチナ向けの 2 セット

提出期限：2017 年 2 月上旬を予定

部数：ヨルダン向け・パレスチナ向け各々英文 1 部、和文 1 部

③ 最終報告書：ヨルダン向け・パレスチナ向けの 2 セット

提出期限：2017 年 2 月中旬を予定

部数：ヨルダン向け・パレスチナ向け各々英文 3 部、和文 3 部、CD-R1 部

(2) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理し、リストを付した上で JICA に提出する。

(3) 協議議事録等

本調査に関する現地での協議概要はメモとして取り纏め、速やかに JICA に提出する。

(4) 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に必ず当該分野の経験・知見共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務行程計画

本業務は2017年10月下旬より開始し、2018年2月下旬の終了を目指とする。プロポーザルには具体的な業務工程も提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

全体：約10M/M（うち現地作業は約7.5M/M）

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

① 総括/物流・貿易政策（2号）

② 物流計画（3号）

③ 通関制度・システム/国境施設

*必要に応じ、現地にて通訳（英語↔アラビア語）の備上を認める。

3. 現地再委託

現地再委託を必要とする業務は想定していないが、現地再委託による調査が必要な調査内容がある場合には、プロポーザルで提案すること。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、具体的な提案を可能な範囲で行うこと。その場合の経費については、本見積もりとすること。なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

4. 業務用資機材

本調査では、機材の調達は想定していない。しかし、業務上必要な機材があればプロポーザルにて提案する。また、本業務の実施のために、現地作業に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

5. 参考資料

（1）公開資料

2014年「ヨルダン渓谷物流改善のための情報収集・確認調査」報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12154373.pdf

Paltrade が実施した調査レポートは以下ホームページで閲覧可能

https://www.paltrade.org/en_US/page/export-guide-per-product

<https://www.paltrade.org/upload/multimedia/admin/2014/10/5448e9465cb0c.pdf>

カルテットが実施した調査レポートは以下ホームページで閲覧可能

<http://www.quartetrep.org/page.php?id=5a2853y5908563Y5a2853>

平和と繁栄の回廊構想関連案件

<https://www.jica.go.jp/palestine/office/activities/project/04.html>

(2) 配布資料

The U.S. Middle East Partnership Initiative (MEPI) "Strengthening the Palestinian Private Sector through Reducing Trade Transaction Costs: A Comprehensive Research and Advocacy Program" Final Report

Office of the Quartet "Shipping Containers from Ashdod and Aqaba, Comparison"

JETRO "How to Export from Palestine: Logistics Procedure from Palestine to Abroad"

「ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト」報告書（調査実施中。報告書は入手次第、配布予定。）

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所及びパレスチナ事務所において十分に情報を収集するとともに、現地調査時の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調査作業を十分行い、安全管理基準を遵守する。また、JICA ヨルダン事務所及びパレスチナ事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

7. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイド (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又は JICA 担当者に速

やかに相談するものとする。

以上

